

令和元年度 第4回「京都市はぐくみ推進審議会」  
次 第

令和2年1月28日(火)  
午後6時30分から  
京都平安ホテル 1階 平安の間

1 開会

2 議題

「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」の策定について

3 閉会

資料1 「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)(案)」  
に関する市民意見募集の結果について(速報値)

資料2 社会的養育の充実を図るための計画内容の修正について

資料3 計画冊子(本冊)(案)

資料4 計画冊子(概要版)(案)

# 京都はぐくみ憲章

## ～ 子どもを共に育む京都市民憲章 ～

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。



京都はぐくみ憲章

平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定

3月13日 京都市会が憲章推進を決議

平成23年4月1日「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」施行